

平成28年度

第1回

八雲町地域包括支援センター運営協議会



日 時：平成28年8月30日（火） 午後1時30分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第1・2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 報告事項

- ① 平成27年度事業報告について P 1
- ② 平成27年度決算報告について P 7
- ③ 平成28年度事業計画について P 9
- ④ 平成28年度収支予算について P 14
- ⑤ 八雲町SOSネットワーク事業の実施について P 16

(2) その他

4 閉 会

(1) 報告事項

① 平成27年度 地域包括支援センター事業報告について

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

○二次予防事業対象者（特定高齢者）の把握

介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストの実施等生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医との連携等により、要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者を把握する。

	八雲地域	熊石地域	合計
高齢者人口（28年3月時点）	4,251	1,191	5,442
基本チェックリスト実施数	708	139	847
実施率（%）	16.7%	11.7%	15.6%
二次予防事業対象者決定数（新規数）	93	8	101
対象者数（27年3月時点）	205	40	245
対象者の発生率	4.8%	3.4%	4.5%

○介護予防ケアマネジメントの実施

二次予防事業対象者と判定された方のうち、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業への参加を希望する者に対する介護予防ケアマネジメントを実施。

	八雲地域	熊石地域	合計
介護予防事業参加者数（通所型）	32	14	46
介護予防事業参加者数（訪問型）	10	4	14
参加者数合計	42	18	60
予防給付・介護給付変更件数	8	5	13

○二次予防事業（通所型介護予防事業）の実施

・地区介護予防教室（しゃきっと会）【八雲地域】

花浦地区、東野地区（フォローアップ）で、健脚度検査、体操、脳力アップゲーム、調理実習、絵手紙、ミニオリンピック、口腔ケアなどを実施した。

地区	回数	実人数	延人数
大新地区	8回	11名	60名
花浦地区	5回	22名	87名

・筋力アップ教室【熊石地域】

足腰の筋力の維持・向上を目的に、体力測定、理学療法士の個別指導、運動実施

回数	実人数	延人数
10回	24人	105人

○一次予防事業

・お達者ピンピンクラブ【熊石地域】

高齢者の生きがい作りと閉じこもり予防を目的に、町内4カ所の集会所において
回想療法・口腔ケア・転倒予防のための体操・創作活動や調理実習等を実施した。

町内4カ所	回数 32回	実人数 71人	延人数 311人
-------	--------	---------	----------

・高齢者栄養改善教室【熊石地域】

お達者ピンピンクラブの参加者を対象に4地区各1回実施した。

・元気塾（鮎川地区）

グループホームすまいる熊石の多目的ホールを会場に、共同住宅入居者や地区住民を対象に月1回介護予防の内容で実施した。

八雲総合病院の作業療法士の指導を中心に「転倒予防」、「首肩すっきり鍛えよう」「上手につき合う膝痛・腰痛」、「ふまねっと運動」、「認知症予防」「体力測定」「大人のラジオ体操」、「肺炎予防」、「バランスの低下は危険サイン」を実施した。

鮎川地区	回数 11回	実人数 25人	延人数 91人
------	--------	---------	---------

・介護予防普及啓発事業

町内会サロンにおいて、介護予防についての講話を実施した。

(2) 総合相談・権利擁護事業

高齢者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活が送れるよう、様々な相談を受け適切なサービスや制度につなげた。

○相談者別件数

	八雲地域	熊石地域
本人	57	6
家族・親族	47	45
サービス事業所職員	19	3
議員・行政職員	12	1
民生委員等	8	3
その他	5	6
合計	148	64

○相談内容（受付分類） 重複あり

	八雲地域	熊石地域
介護保険申請	14	21
居宅サービスに関わること	43	21
施設サービスに関わること	11	4
保健・福祉サービスに関わること	22	6
実態把握・訪問依頼	11	19

福祉用具・住宅改修関係	24	2
医療・保健関係	36	1
その他	9	7
合計	170	81

○高齢者虐待への対応

	養護者虐待	養介護施設虐待
通報件数	4件	2件
虐待件数	4件	0件

【養護者虐待の内訳】

被虐待者性別	男性 2名	女性 2名	
虐待者	配偶者 1名	子ども 2名	その他 1名
通報者	家族 2名	サービス事業者 2名	その他 0名
虐待種別 (重複あり)	身体的虐待 1件	心理的虐待 1件	ネグレクト 0件
	経済的虐待 3件	性的虐待 0件	

○はっぴい街なか保健室の実施【八雲地域】

高齢者や障がい者、またはその家族等が健康・安心・元気に暮らすことができるように、身近な場所で健康や介護に関する知識を得て、気軽に相談できるとともに参加者同士が会話を楽しむことができる場を提供する、という目的で26年度より月1回実施した。

【開催場所】 はっぴあ八雲（月1回） 落部支所（年2回）

【来所者数】 はっぴあ八雲 50名 落部支所 8名

○町出前説明会での説明

民生委員協議会及び町内会などからの依頼があり、「高齢者の権利を守る制度」というテーマで説明を行った。（5回）

○高齢者虐待防止マニュアルの作成

町の虐待防止マニュアルを作成し、対応時のフローチャート等を定めた。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者や障害者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活を送るためには、医療機関とサービス事業者、在宅と施設など様々な機関、職種の連携が欠かせない。これらの連携を図り、高齢者の状況や変化に応じて継続的に対応できるケアマネジメント体制の構築を図る。

○介護支援専門員等からの相談【八雲地域】

相談件数 4件

相談内容 困難ケースのサービス調整、退院時調整など

○生活行為訪問【熊石地域】

介護支援専門員への専門的な指導・相談として、リハビリ専門職が介護支援専門員と家庭訪問を行い、ケアプランへ反映させている。

具体的な内容としては、自主訓練の指導、ADL方法の指導、補装具等検討、家屋評価及び整備の検討、家族指導、認知症対応等を行っている。

○地域ケア会議

【八雲地域】5回開催 【熊石地域】12回開催

両地域ともに事例検討や情報交換、学習会等を開催したほか、八雲地域では、成年後見制度をテーマに研修会を実施した。

○民生委員協議会第5ブロック連絡会議【熊石地域】

民生委員から地域の高齢者の情報をタイムリーに提供してもらい、早期に対応していく連絡体制をとっており、ブロック活動にあわせて高齢者に必要な学習の機会として連絡会議を開催した。

日 時	内 容
10月14日	「事例を通して高齢者支援を考える」

(4) 介護予防支援事業

要支援認定者への介護予防サービス計画を作成した。なお事業の一部を居宅介護支援事業所に委託し実施している。

○介護予防サービス計画作成者数（給付管理件数）

		実人数	延人数
八雲地域	包括	112名	1,048名
	委託	31名	300名
熊石地域	包括	40名	366名
	委託	1名	3名
合 計		184名	1,717名

(5) 認知症対策について

○認知症サポーター養成講座

国が推進する「認知症サポーター100万人キャラバン」を八雲町においても実施し「認知症サポーター」を養成した。認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくボランティアである。認知症サポーターにはシンボルグッズである「オレンジリング」が授与される。町内にはサポーターを養成するキャラバンメイトが11名おり講座を実施している。

地区	月 日	対象者	養成数
八雲地域	10月21日	大新地区住民	10名
	10月26・27日	介護サービス事業者職員	56名
熊石地区	2月28日	3泊川町内会	17名
	3月 6日	2相沼町内会	20名
合 計	5回		103名

○フォローアップ講座の開催

認知症講演会を認知症サポーターのフォローアップ研修として、認知症家族の会「リフレッシュクラブ」との共催で実施した。

【開催日】11月14日（土）

【テーマ】「ここで一緒に暮らそうよ～みんなで支える認知症」

【講 師】道南勤医協江差診療所 大城 忠 先生

【意見交換会】「自分たちでできること」

コーディネーター 八雲ユースラップ医院 小林 栄治 氏

【参加者数】112名

○認知症家族の会への協力

- ・八雲町認知症家族の会「リフレッシュクラブ」

総会・役員会 3回、定例事業 3回

- ・熊石介護者と共に歩む会「いがぐりの会」

総会・役員会 4回 定例事業 5回 リフレッシュの集い 1回

学習会「高齢になっても地域で暮らすために～介護者の会でできること」

をテーマとして開催し、次年度の認知症カフェの取組につなげた。

(6) 介護マーク入り名札配布事業

介護者が要介護者の介護を行う際に周囲からの偏見や誤解を受けないよう、介護者に対し介護マーク入り名札を配布した。

【配布枚数】 八雲地域 22枚 熊石地域 14枚

(7) 成年後見制度利用支援事業

施設に入所していた方の身元引受人が亡くなったが、新たな身元引受人が見つからなかったため、施設からの相談を受け、町長申立を行った。

また措置入所していた方の申立に向け準備を行っていたが、対象者の死亡により申立には至らなかった事例があった。

(8) 在宅医療・介護連携事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができる地域を作るため下記の取組を実施した。

- ・地域の医療・介護資源の把握

24年度に作成した「高齢者社会資源の一覧」を、項目を見直し再作成し、医療機関、介護サービス事業者等に配布した。

- ・医療・介護関係者の研修

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援

(9) 介護予防活動ボランティア育成事業【熊石地域】

ふまねっと運動を活用した介護予防事業を実施するにあたり、事業に協力してくれるボランティアを育成するため研修会を実施した。

18名の参加が得られ、28年後の介護予防事業にむけて、さらに学習の機会をかさね活動につなげる。

(10) 地域リハビリテーション活動支援事業【熊石地域】

介護予防の機能強化のために、リハビリテーション専門職の助言・指導を受ける。

- ・生活行為訪問の実施（年6回）

- ・介護予防事業やサロンへの技術支援（年12回）

- ・地域ケア会議における事例検討会での助言や情報支援

(11) その他関係機関の事業への参加、協力

○ふれあいひろば（社協主催）への協力（福祉用具展示）

○小規模多機能型ホームやすらぎの里運営推進会議への出席

○グループホームきずな運営推進会議への出席

○グループホームすまいる熊石運営推進会議への出席

○道南認知症医療連携協議会への出席

○法テラス函館地方協議会（八雲ブロック）への出席

○ユースラップ医院友の会医療懇談会への出席

② 平成27年度 地域包括支援センター決算報告について

平成27年度 八雲地域包括支援センター 決算

(歳入)

(単位 千円)

科目	地域支援事業分										サービス事業勘定	
	保険事業勘定					地域支援事業分					サービス事業勘定	
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		小計		介護予防支援事業費			
年度	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比
国庫支出金	26	19	-7	1,772	1,997	225	3,946	4,196	250	5,744	6,212	468
道支出金	13	9	-4	886	998	112	1,973	2,098	125	2,872	3,105	233
介護報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町繰入金	30	22	-8	2,520	2,128	-392	5,226	4,466	-760	7,776	6,616	-1,160
合計	69	50	-19	5,178	5,123	-55	11,145	10,760	-385	16,392	15,933	-459
										4,863	5,912	1,049
										6,873	5,731	-1,142
										11,736	11,643	-93

(歳出)

科目	地域支援事業分										サービス事業勘定	
	保険事業勘定					地域支援事業分					サービス事業勘定	
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		小計		介護予防支援事業費			
年度	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比
給料	0	0	0	2,445	2,444	-1	3,671	3,670	-1	6,116	6,114	-2
職員手当等	0	0	0	1,382	1,354	-28	2,711	2,697	-14	4,093	4,051	-42
共済費	0	0	0	1,313	1,291	-22	2,039	2,017	-22	3,352	3,308	-44
報償費	0	0	0	0	0	0	50	36	-14	50	36	-14
旅費	0	0	0	27	26	-1	15	14	-1	42	40	-2
需用費	59	50	-9	5	2	-3	180	91	-89	244	143	-101
役務費	10	0	-10	4	4	0	251	239	-12	265	243	-22
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
負担金補助及び交付金	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0
備品購入費	0	0	0	0	0	0	2,227	1,995	-232	2,227	1,995	-232
合計	69	50	-19	5,178	5,123	-55	11,145	10,760	-385	16,392	15,933	-459
										4,734	4,733	-1
										2,342	2,339	-3
										2,606	2,520	-86
										0	0	0
										0	0	0
										37	35	-2
										0	0	0
										1,318	1,317	-1
										699	699	0
										0	0	0
										0	0	0
										11,736	11,643	-93

* 予算額は補正及び流用後の最終予算額とした。

平成27年度 熊石地域包括支援センター 決算

(歳入)

【単位 千円】

科目 年度	介護予防ケアマネジメント事業費						保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定												
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比		
	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	
国庫支出金	33	33	0	3,325	3,678	353	5	1	-4	3,363	3,712	349	0	0	0	0	0	0	1,586	1,616	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道支出金	16	16	0	1,662	1,839	177	2	1	-1	1,680	1,856	176	0	0	0	0	0	0	8,484	8,289	-195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助繰入金	37	36	-1	4,466	3,914	-552	8	2	-6	4,511	3,952	-559	15	4	-11	9,554	9,520	-34	10,070	9,905	-165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	86	85	-1	9,453	9,431	-22	15	4	-11	9,554	9,520	-34	15	4	-11	9,554	9,520	-34	10,070	9,905	-165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(歳出)

科目 年度	介護予防ケアマネジメント事業費						保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定											
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比		予算額		決算額		対比	
	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比	予算額	決算額	対比
給料	0	0	0	4,592	4,859	267	0	0	0	4,592	4,859	267	0	0	0	0	0	0	4,665	4,664	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員手当等	0	0	0	2,183	2,014	-169	0	0	0	2,183	2,014	-169	0	0	0	0	0	0	2,732	2,731	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	
共済費	0	0	0	2,673	2,554	-119	0	0	0	2,673	2,554	-119	0	0	0	0	0	0	2,542	2,477	-65	0	0	0	0	0	0	0	0	
報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
需用費	33	32	-1	5	4	-1	5	4	-1	43	40	-3	10	0	-10	63	53	-10	21	17	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	
役務費	53	53	0	0	0	0	10	0	-10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	16	-94	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負担金補助及び交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	86	85	-1	9,453	9,431	-22	15	4	-11	9,554	9,520	-34	15	4	-11	9,554	9,520	-34	10,070	9,905	-165	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 予算額は補正後の最終予算額とした。

③ 平成28年度 地域包括支援センター事業計画について

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

○二次予防事業対象者の把握

介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストの実施等生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医との連携等により、要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者を把握する。

	八雲地域	熊石地域	合 計
高齢者人口（28年4月現在）	4,251	1,191	5,442
基本チェックリスト実施予定数	70	50	120
実施率（%）	1.7%	4.2%	2.2%

○介護予防ケアマネジメントの実施

二次予防事業対象者と判定された方のうち通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業への参加を希望する方に対し、介護予防ケアマネジメントを実施する。また事業への参加を希望しなかった方に対しても、介護予防についての情報提供等を行っていく。

○二次予防事業（通所型介護予防事業）の実施

- ・地区介護予防教室（しゃきっと会）【八雲地域】
熱田地区 6月から月2回、8回実施予定
大新地区 10月から月1～2回、5回実施予定
- ・筋力アップ教室【熊石地域】
年10回実施
- ・春につなげる運動教室【熊石地域】
年6回実施

○二次予防事業（訪問型介護予防事業）の実施

- ・生活行為訪問【熊石地域】
物忘れがみられたり、足腰が弱くなった高齢者を対象に、八雲総合病院の作業療法士と保健師が訪問し、日常の生活行為に焦点を当て介護予防のアプローチをしていく。 年6回実施

○一次予防事業

- ・お達者ピンピンクラブ【熊石地域】
高齢者の生きがい作りと閉じこもり予防を目的に、町内4カ所の集会所において介護予防教室を開催する。4カ所 各年11回実施予定
- ・高齢者栄養改善教室【熊石地域】
4カ所 各1回
- ・鮎川元気塾・豊岩元気塾【熊石地域】
町内会と協力し住民主体の通い場を作るきっかけとして、身近な地区の会館で

集い、介護予防の拠点となるようことを目的として実施する。

鮎川地区 12回 豊岩地区 6回

(2) 総合相談・権利擁護事業

高齢者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活が送れるよう、様々な相談を受け適切なサービスや制度につなげる。また虐待の早期発見・防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用と住民への制度普及啓発を行う。

○各種相談の受付・対応

○サービス未利用者への訪問【八雲地域】

介護保険の更新申請のタイミングで訪問し、制度の説明、サービス利用の必要がないかなどのアセスメントを行う。

○高齢者虐待への対応

昨年度作成したマニュアル等を活用し、適切な対応を行う。

○介護給付対象者のうち住宅改修や福祉用具購入など給付管理対象外サービスのみの利用希望の方への対応

○一般町民向け権利擁護講演会の開催

○はっぴい街なか保健室の実施【八雲地域】

高齢者や障がい者、またはその家族等が健康・安心・元気に暮らすことが出来るように、身近な場所で健康や介護に関する得て、気軽に相談できるとともに参加者同士が会話を楽しむことが出来る場を提供するという目的で開催する。

来所者数の伸び悩みなどもあり、次年度以降の事業の転換を念頭に、開催場所や時間を変更し実施する。

【開催場所】 公民館（月1回） ・ 落部町民センター（年2回 5月・11月）

【開催時間】 午後開催

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者や障害者が自らの権利を守り、尊厳ある自立した生活を送るためには、医療機関とサービス事業者、在宅と施設など様々な機関、職種の連携が欠かせない。連携を図り、高齢者の状態に応じ継続的に対応できるケアマネジメント体制の構築を図る。

○介護支援専門員への支援

困難事例の事例検討会の開催、サービス担当者会議への参加等

○地域ケア会議の開催（八雲地域2月1回程度、熊石地域月1回程度）

八雲地域では、道の市町村支援を受け、個別事例検討の内容の進め方や地域課題を明らかにする方法など地域ケア会議の実施方法の支援を受ける。

○生活行為訪問【熊石地域】

○介護従事者学習支援事業の開催【熊石地域】

八雲総合病院の協力を得ながら、在宅・施設・医療関係者を対象にリハビリ等に関する学習会を計画している。

○民生委員協議会第5ブロック連絡会議【熊石地域】

民生委員に地域の高齢者の情報をタイムリーに提供してもらい、早期に対応していくため連絡会議を開催する。(年2回開催予定)

○(仮称)ケアマネジャー連絡会の開催【八雲地域】

介護支援専門員の資質向上やネットワーク構築に向け、月1回開催する。

(4) 介護予防支援事業

要支援認定者への介護予防サービス計画を作成する。なお事業の一部を居宅介護支援事業所に委託して実施する。

	八雲地域	熊石地域	合計
介護予防支援計画作成者数見込(一月)	100	35	135
地域包括支援センター担当分	73	34	107
居宅介護支援事業所委託分	27	1	28

*委託先居宅介護支援事業所数

【八雲地域】5箇所(町内3箇所、町外2箇所) 【熊石地域】1箇所(町外)

(5) 認知症対策について

○認知症サポーター養成講座の開催

認知症に関する講座を開催し、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。SOSネットワーク事業の協力関係機関に対し実施するほか、地域や各団体からの要請に応じ開催していく。

○SOSネットワークの構築

認知症高齢者の徘徊等による行方不明者の早期発見・早期保護を目的としたSOSネットワークを構築し、協力関係機関の連絡会議を開催し、行方不明となる可能性のある方の事前登録を実施する。

○認知症予防教室の実施【熊石地域】

ふまねっと運動を利用した認知機能改善プログラムを開催する。

○認知症カフェの実施【熊石地域】

認知症の方やその家族、またはこれらの人々を支える立場にある町民が、身近な場所で交流して、介護のことや対応の悩みを語り合う場を提供する。

○認知症に関する啓蒙普及

熊石地域では、認知症対策が急務であることから認知症について正しい理解を深めるため、各地域・老人クラブにおいて健康教育を実施していく。

○認知症家族の会の支援

八雲町認知症家族の会「リフレッシュクラブ」、熊石介護者と共に歩む会「いがぐりの会」の支援

(6) 介護マーク入り名札配布事業

介護者が要介護者の介護を行う際に周囲から偏見や誤解を受けないよう、介護者に対し、介護マーク入り名札を配布する。

(7) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立が必要な高齢者に対し、申立人がいない方への町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成などを実施する。

(8) 在宅医療・介護連携事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが出来る地域を作るため、関係機関からの相談に対応し、現状の把握、情報共有シートの利用状況等の把握、研修を通じ、他職種連携について学習する機会を作る。

(9) 介護予防活動ボランティア育成事業【熊石地域】

介護予防事業に参加している町内会で参加している方を対象に、ふまねっと運動の講習会を実施する。地域に根ざした介護予防活動を行うにあたって、協力してもらうボランティアを育成するための研修会を開催する。 年3回開催予定

(10) 地域リハビリテーション活動支援事業【熊石地域】

介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職の助言支援を受ける。

- ・生活行為訪問の実施
- ・介護予防事業（元気塾・元気アップ教室）の技術支援
- ・地域ケア会議でのリハビリの観点からの助言・情報支援
- ・介護従事者研修の実施

(11) その他関係機関の事業への参加、協力

- 道南認知症医療連携協議会への出席
- グループホームきずな運営推進会議への出席
- グループホームすまいる熊石運営推進会議への出席
- 小規模多機能型ホームやすらぎの里、ユニット型厚生園運営推進会議への出席
- 八雲デイサービスセンター運営推進会議への出席

- 熊石デイサービスセンター運営推進会議への出席
- 町内会や民生委員協議会や保健推進委員会との連携、協力

④ 平成28年度 地域包括支援センター収支予算について

平成28年度 八雲地域包括支援センター 予算

(歳入)

科目	保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定		
	介護予防ケアマネジメント事業費			総合相談・権利擁護事業費			包括的・継続的ケアマネ支援事業費			小 計			介護予防支援事業費		
	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比
国庫支出金	24	26	-2	2,007	1,772	235	3,251	3,946	-695	5,282	5,744	-462	0	0	0
道支出金	12	13	-1	1,003	886	117	1,625	1,973	-348	2,640	2,872	-232	0	0	0
介護報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,304	4,863	441
町繰入金	27	30	-3	2,478	2,520	-42	4,014	5,226	-1,212	6,519	7,776	-1,257	6,525	6,873	-348
合計	63	69	-6	5,488	5,178	310	8,890	11,145	-2,255	14,441	16,392	-1,951	11,829	11,736	93

(単位 千円)

(歳出)

科目	保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定		
	介護予防ケアマネジメント事業費			総合相談・権利擁護事業費			包括的・継続的ケアマネ支援事業費			小 計			介護予防支援事業費		
	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比
給料	0	0	0	2,555	2,445	110	3,702	3,671	31	6,257	6,116	141	4,722	4,734	-12
職員手当等	0	0	0	1,481	1,382	99	2,729	2,711	18	4,210	4,093	117	2,444	2,342	102
共済費	0	0	0	1,338	1,313	25	2,046	2,039	7	3,384	3,352	32	2,475	2,606	-131
報償費	0	0	0	40	0	40	50	50	0	90	50	40	0	0	0
旅費	0	0	0	27	27	0	0	15	-15	27	42	-15	27	0	27
需用費	53	59	-6	31	5	26	199	180	19	283	244	39	27	37	-10
役務費	10	10	0	14	4	10	164	251	-87	188	265	-77	60	0	60
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430	1,318	112
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	1	-1	640	699	-59
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	2,227	-2,227	0	2,227	-2,227	0	0	0
負担金補助及び交付金	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	4	0	4
合計	63	69	-6	5,488	5,178	310	8,890	11,145	-2,255	14,441	16,392	-1,951	11,829	11,736	93

*平成28年度の地域支援事業財源内訳

国庫負担金 39%、道負担金 19.5%、町費負担金 19.5%

平成28年度 熊石地域包括支援センター 予算

(歳入)

【単位 千円】

科目 年度	保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定		
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		小計		介護予防支援事業費		対比				
	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比
国庫支出金	33	33	0	3,463	3,325	138	5	5	0	3,501	3,363	138	0	0	0
道支出金	16	16	0	1,731	1,662	69	2	2	0	1,749	1,680	69	0	0	0
介護報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,404	1,278	126
町繰入金	37	37	0	4,325	4,466	-141	8	8	0	4,370	4,511	-141	8,948	8,096	852
合計	86	86	0	9,519	9,453	66	15	15	0	9,620	9,554	66	10,352	9,374	978

(歳出)

科目 年度	保険事業勘定						地域支援事業分						サービス事業勘定		
	介護予防ケアマネジメント事業費		総合相談・権利擁護事業費		包括的・継続的ケアマネ支援事業費		小計		介護予防支援事業費		対比				
	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比	28年度	27年度	対比
給料	0	0	0	4,772	4,592	180	0	0	0	4,772	4,592	180	4,665	4,415	250
職員手当等	0	0	0	2,254	2,183	71	0	0	0	2,254	2,183	71	2,981	2,219	762
共済費	0	0	0	2,488	2,673	-185	0	0	0	2,488	2,673	-185	2,491	2,569	-78
報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	29
需用費	34	34	0	5	5	0	5	5	0	44	44	0	26	21	5
役務費	52	52	0	0	0	0	10	10	0	62	62	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	150	5
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金補助及び交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	86	86	0	9,519	9,453	66	15	15	0	9,620	9,554	66	10,352	9,374	978

*平成28年度の地域支援事業財源内訳
 国庫負担金 39%、道費負担金 19.5%、町費負担金 19.5%

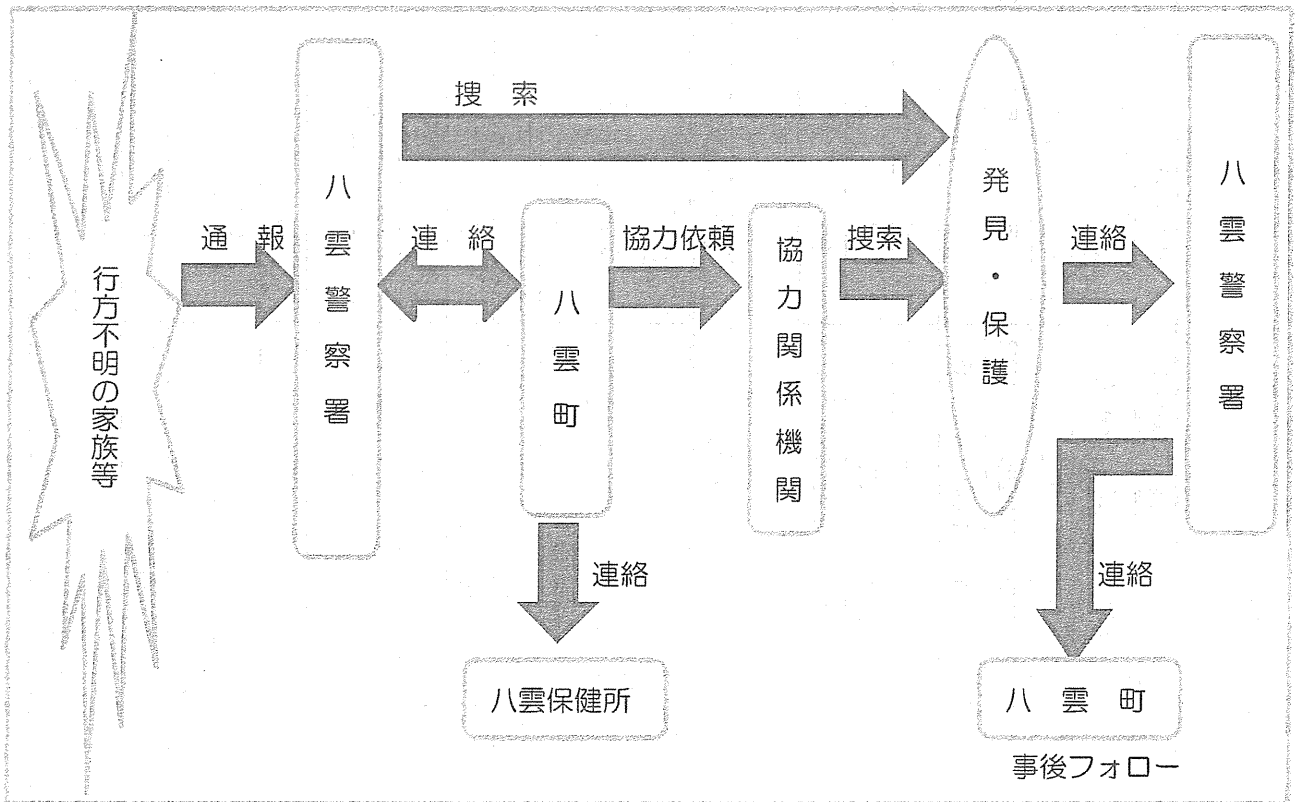
⑤ 八雲町SOSネットワーク事業の実施について

1. SOSネットワークとは

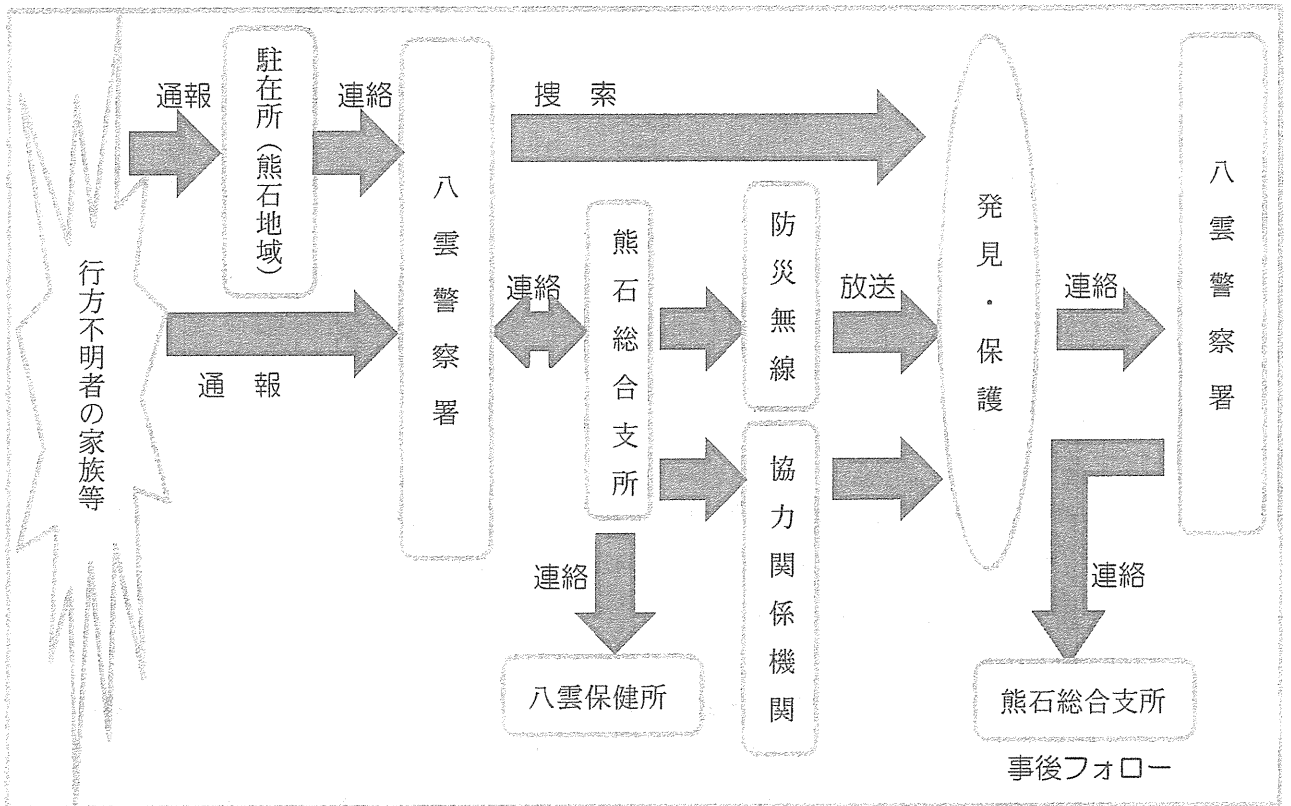
認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察だけでなく、地域の関係機関などが捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見・保護するしくみです。

高齢者等が行方不明となった場合に、ご家族等からいただいた情報を、ネットワークに登録している関係機関に発信し、日常業務や生活のなかで行方不明者を気にかけていただくことで、行方不明者の早期発見につなげることを目的としています。

2. フォロー図 (八雲地域)



(熊石地域)



3. 通報からの流れ

(1) 通報

- 行方不明者の家族等は八雲警察署に「搜索願い」提出する。
- 八雲警察署は、行方不明者の受付後（搜索願いの受理）、町総務課へ連絡する。認知症高齢者と思われる場合（特異行方不明者）は総務課より保健福祉課・住民サービス課へ連絡。
- 保健福祉課・住民サービス課は、「搜索協力依頼書」を協力関係機関へFAX又はメールする。
- 事前登録をしていない高齢者の場合は、「未帰宅徘徊高齢者等手配カード」を協力関係機関にFAX又はメールする。

(2) 搜索

- 「搜索協力依頼書」及び「未帰宅徘徊高齢者等手配カード」が届いた際には、協力関係機関は日常業務の範囲内で、搜索を行う。（休日等の場合は必ずしも搜索をしなくても良い）
- 町は家族の承諾を得て、必要に応じて高齢者の住む町内会長や担当民生委員に連絡を行う。
- 熊石地域は通報者の承諾を得て防災無線を利用することも検討する。

- ・発見した場合は、その場で保護し八雲警察署へ連絡する。

(3) 保護・発見後

- ・町は「搜索協力解除書」を協力関係機関にFAX又はメールする。
- ・高齢者を家族へ引き渡す。
- ・高齢者が衰弱している場合や精神症状の著しい場合は、八雲保健所と協力し、病院受診を検討する。
- ・入院するほどではないが、家族の受入が困難な場合は、短期入所等を検討する。
- ・町は居宅介護支援事業者等と連携し介護保険サービス等の調整を行う。

4. 対象者と事前登録制

(1) 対象者

- ・町内に居住する徘徊により行方不明となった高齢者又はそのおそれのある高齢者。
- ・町内に居住する行方不明となった障がい者又はそのおそれのある障がい者。
- ・自宅居住者、施設入所者に限らない。

(2) 事前登録制

- ・行方不明となる可能性のある認知症高齢者、障がい者の家族等に事前登録を呼びかけ、事前登録者の速やかな搜索・保護が行われるようにする。
- ・事前登録者の情報は、町において管理し、八雲警察署に登録者の情報を提供する。
- ・事前登録をしていない方については、八雲警察署に搜索願いを提出した際に、「未帰宅徘徊高齢者等手配カード」でSOSネットワークに同意をとり、登録者と同様の対応を行う。
- ・事前登録している高齢者の情報は、変更があった都度変更届を提出してもらうが、必要に応じ町から照会を行う。

5. 町内協力関係機関の範囲と役割

(1) 八雲警察署

搜索願いがあった場合、対象者の情報を町へ連絡し、協力関係機関等と連携し発見・保護に努める。保護した行方不明者に対し適切な事後処置を図る。住民にSOSネットワークの普及啓発を図る。

(2) 八雲町（事務局）

警察から連絡があった場合に、協力関係機関に連絡し、搜索に協力する。発見・保護のあとは医療機関・居宅介護支援事業者等と連携しフォローを行う。SOSネットワーク事業連絡会議を開催し、協力関係機関の連携を図る。住民にSOSネットワークの普及啓発を図る。

- (3) 八雲保健所（北海道）
町に対し技術支援を行い、先進事例などを提供する。市町村SOSネットワークの主要参加機関で構成する会議を設ける。
- (4) 八雲消防署・熊石消防署・消防団
要請があった場合の救急隊による搬送。消防団等の搜索活動の実施。
- (5) 八雲総合病院・熊石国保病院
行方不明者が発見されたあと、必要に応じ受診した際の診察・治療。特に精神症状の著しい場合や外傷や衰弱など生命に危険があると判断された場合の治療を行う。
- (6) 介護保険施設（短期入所施設）
入院する必要はないが、在宅生活が困難な場合の短期入所への協力を行う。
- (7) 介護サービス・障害福祉サービス事業所
町からの連絡を受け、日常業務の中での出来る範囲での搜索活動への協力。発見後の警察への連絡。発見・保護後の介護サービス利用への協力。
- (8) タクシー会社・郵便局・運送会社・コンビニエンスストア等の協力関係機関
町からの連絡を受け、日常業務の中での出来る範囲での搜索活動への協力。発見時の警察への連絡。

八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設 置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を協議し、センターの公正、中立的な運営を図るため、八雲町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びに法第115条の46に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更
 - ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施
 - エ センターが指定介護予防支援事業者の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること
- (3) センターの運営に関する事項
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
 - イ 運営協議会は、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
- (4) 地域包括ケアに関すること
地域における介護保険以外のサービス等の連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項
- (5) その他、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組 織)

第3条 運営協議会の委員は、23人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 介護保険のサービス事業者並びに保健、医療、福祉に係る機関及び団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者及び利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う

関係者

- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を行なう。

(役員)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員からの委任による代理出席は、本人出席とみなすものとする。
- 3 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体に属する委員は、当該事項の審議から除くものとする。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月2日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

